平成２５年（フ）第３００号
香川県高松市出作町222番地１　トラッド木田谷Ⅰ―203号室
債務者　岡村裕紀子（旧姓鹿野）
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６３号
長崎県諫早市幸町６番12号　マエダソウ２号
債務者　坂元　夕美
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第７７１号
仙台市青葉区中山４丁目20番35―602号
債務者　菅井　慶美
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７８５号
宮城県黒川郡富谷町あけの平１丁目11番地４パークヒルズＫ102、従前の住所宮城県黒川郡富谷町上桜木１丁目45番地７
債務者　臼井　義和
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８００号
宮城県多賀城市伝上山４丁目12番25号
債務者　柳井みゑ子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８１７号
仙台市宮城野区清水沼１丁目３番10号、従前の住所宮城県黒川郡富谷町富ケ丘４丁目23番36号
債務者　伊藤　　誠
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３６号
福島県西白河郡西郷村大字米字**杶**窪13番地４、前住所福島県西白河郡西郷村大字米字杉山前２番地15
債務者　緑川　敏広
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第４４１号
茨城県水戸市双葉台３丁目２番地の２　県営双葉台アパート10棟３Ｆ４号
債務者　河治美奈子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４５６号
茨城県水戸市松が丘１丁目５番12号
債務者　小沼　輝子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４６６号
茨城県水戸市中丸町174番地の５
債務者　中西　哲也
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４７０号
茨城県那珂市津田2495番地４
債務者　中根　　翼
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４７１号
茨城県那珂市津田2495番地４
債務者　中根　佳美
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４８６号
茨城県鉾田市札822番地19
債務者　浅野すすみ
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１１６号
群馬県桐生市川内町５丁目643番地　市営17号
債務者　金井　　稔
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１０５号
千葉県茂原市六ツ野3218番地２ベルデハイム105号
債務者　楠　恵美子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
千葉県茂原市早野2360番地１
債務者　横田　佳孝
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第３８１号
金沢市新保本１丁目379番地、従前の住所金沢市保古１丁目266番地２
債務者　黒田　英雄
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　金沢地方裁判所